

法廷での証人尋問

1. 出廷の経緯

2011 年 3 月の福島第一原発事故に際して、緊急避難を余儀なくさせられた方々が 16 万人を超えていた。コミュニティを喪失して避難された方々の様態はさまざまであるが、状況が似た方々がそれぞれ集団で損害賠償請求訴訟を行っており、その件数は 30 件を超える。わたしは 5 件の被災者訴訟の弁護団のお手伝いのために、後藤政志さんと連名で意見書を提出している。意見書の内容は、津波襲来がその事故の 5 年前までに十分予見できたこと、そして、津波による電源喪失のリスクに備える対策は 2 年 9 カ月程度の期間のできるので、実施すれば十分間に合った、ということを立て証するものである。

この度、田村市都路地区の被災者のみなさんが東京地方裁判所に提訴された訴訟の法廷で、証人尋問を受けるために 2 度出廷した。1 度目は 2018 年 11 月 19 日午前で、わたしが小 1 時間、後藤さんが 1 時間余り、原告側弁護団（つまり味方の側）の尋問を受け、意見書の背景や内容の敷衍を口頭説明した。証人は、何も資料を持たずに記憶で話さなければならないというルールなので、技術職の仕事の流儀と反対で、そのことだけでも発言に間違いがないかと自らをチェックしながら話すという緊張を強いられた。というのは、技術者が仕様や数値を話す場合は必ず根拠を確かめながら（つまり関連書類を見ながら）話すのが習慣なので、空で記憶に従って話すことはほとんど経験がない。

法廷内の設定は、ニュース番組でも時々スケッチで示されるように、証人が法廷の中心に座り、前方のひな壇の上に裁判長・右陪席・左陪席の 3 名の裁判官が着席し、右側に被告側（東京電力および国）の弁護士たちが 10 名余り、左側に原告側（被災者住民）の弁護士たちが 10 名余り着席している。後方には木柵があり、およそ 100 名ばかりが着席可能な傍聴席がある。この日も傍聴席は原告の人たちでほぼ満たされていた。

2. 反対尋問における質疑

去る 1 月 28 日には、午後 1 時半から 5 時半までの間、同様の出席者を配して、被告側弁護士たちによる〈反対尋問〉を受けた。わたしが初めに 2 時間強、後藤さんがその後に 2 時間弱の尋問を受けた。証人尋問の本来の主旨は、曖昧なところや説明不足の所を問いただして理路の理解を深めるためのものであるはずだが、実質的には、証人の専門性における信頼性がないこと、意見書に記載した内容が不適當であることを裁判官に印象づけようという意図のもとに、不意を突く質問を矢継ぎ早に繰り返すという論法で行われた。その代表的な議論において、わたしが述べた主旨を簡単にご紹介する（実際の言葉のやり取りは錯綜しているので、整理・簡略化して分かりやすく論理立てて表現する）。

(1) 証人の専門性について

わたしは大学で機械工学を学び、石油プラントや製鉄プラントの設計・建設の業務に従事してきたものであり、原子力工学を専門的に学んだわけではない。しかし、当面問題になっている議論の対象は、津波被水によってプラントの電源設備が機能喪失した場合にその代替機能を果たせる設備、つまり核燃料の崩壊熱冷却装置を駆動させる予備電源を予め設けるといふ設備上の議論なので、その部分については知見および実務経験がある。

なぜなら、プラントは原発でも石油プラントでも、90%は共通の技術で構成されている。原発に特異な部分は原子炉内の核反応によって高密度の発熱を行わせる点であり、その熱によって発生する水蒸気をタービンに送って発電機を回転させる技術は、先行して確立された火力発電所の技術がそのまま取り入れられている。わたしは、イラクの砂漠の中で一から建設した製油所のプロジェクトにおいてユーティリティ設備やオフサイト設備のエンジニアリング・マネージャとして、すべての仕様書や図面を精査して承認サインをし、技術上の責任を負う立場で働いた。そのユーティリティ設備の一環として自家発電設備があった。したがって、わたしにはプラントの電源設備の設計および建設管理の経験があるので、少なくとも計画を立案するのに必要な程度の知見はある¹。

(2) 津波襲来の予見可能性について

津波襲来の可能性の認識は1990年代にじょじょに高まり、2002年の地震調査研究推進本部（地震本部）の調査で、敷地を超える高い津波の襲来が予想された。2006年には保安院とJNESが合同で溢水勉強会を立ち上げ、大きな津波が来襲して、今度の地震で起きたような電源喪失の可能性をかなり正確に予想し、保安院は各原発にバックチェックを指示した²。したがって、この時点で対策の実行を決断しておれば十分の時間的余裕があった。

(3) 原発設備の変更手続きの期間

わたしは、提唱している予備電源設備は、既設と同一仕様の設備を新設するだけだから、設計上新たな検討事項はなく、保安院への手続きは長くても6カ月で十分であろうという工程表を示した（事故後は各原発が次々と対策設備の建設に着手して、実質的にほとんど手続き期間を要していなかった）。それに対して、被告側弁護人は、「事故前には〇〇原発（聞いた名称を忘れた）の改造工事で、設置変更許可申請と工事計画認可申請の手続きに2年、工事に5年かかった実績がある。そのようなことも知らないんですか？」と、問責口調で言ってきた。わたしが主張したことは、「石油プラントで既存のユーティリティ

¹ 拙著『戦時下イラクの日本人技術者』三省堂、1985年

² 添田孝史『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書、2014年、p.95

設備の予備を設ける場合の役所の手続きは2か月くらいだ」ということだった。

3. 感想

以上でおおむね雰囲気をお分かりいただけたと思う。

原発のリスク認識が1990年代に大きく改まったのち、電力会社はその対策を逃れる策略をさまざまに行ったことは、添田孝史氏の地道な資料発掘作業の結果によって明らかにされてきた³。実質的な安全のための施策をどうしたらよいかという姿勢ではなく、対策をどうしたら先送りできるか、という方向で、東電が官僚機構や学界に強く働きかけていたことがじょじょに明るみに出て来つつある。

前項(3)で触れたように、安全対策手続きに7年間かかったということが事実だとすれば、それを引用してわたしの無知ぶりをアピールすること以前に、規制当局と原発事業者とで構成される業界がいかに原発の安全対策を先送りすることに腐心していたかを、自ら告白するものであって、語るに落ちたというほかはない。

(2019年1月31日 哲)

³ 添田、前掲書および『東電原発裁判』岩波新書、2017年。ほかに、東電刑事裁判の過程でさらに詳しい情報が明らかになりつつある。海渡雄一『市民が明らかにした福島原発事故の真実』彩流社、2016年、および『東電刑事裁判で明らかになったこと』彩流社、2018年